

令和7年度 四日市市燃料電池自動車導入促進補助金のご案内

地球温暖化対策の推進及びゼロカーボンシティの構築に資するため、四日市市では、燃料電池自動車（以下FCV）を導入しようとする方に対し補助制度を設け、次の内容で募集を行います。

※先着順

※詳しくはホームページ「かんきょう四日市」をご確認ください。



◆補助対象者◆

次の（１）から（２）のいずれかを満たしている方が補助対象者です。

- （１）FCVを購入し、自動車検査証上の所有者及び使用者となっている個人または法人（ただし、当該車両の所有権が留保された購入である場合は、自動車検査証上の使用者となっている個人または法人）
- （２）リース事業者と減価償却資産の耐用年数等に関する省令にて定める取得財産等の処分を制限する期間（**４年間**）以上の賃貸借契約を締結しており、自動車検査証上の使用者となっている個人または法人

※ただし、本市の市税を滞納している方は補助対象となりません。

◆補助対象FCV◆

次の（１）から（３）の全てに該当するFCVが補助対象です。

- （１）国の補助事業における補助対象車両として（一社）次世代自動車振興センター登録されているFCVであること。
- （２）補助金の交付を受けようとする年度（令和6年度）に、補助対象者を所有者として初度登録されたFCVであること。
- （３）自動車検査証上の「使用の本拠の位置」が初度登録時から四日市市内となっているFCVであること。
- （４）展示車、試乗車そのほか販売活動の促進の目的で使用されるFCVでないこと。

◆補助内容及び申請方法◆

○補助金の額は補助対象FCV1台につき**20万円**

＜申請方法＞

- ・申請者は、**令和8年3月31日（火）**までに初度登録し、FCVの購入費用に係る支払を完了し、「補助金交付申請書兼実績報告書」及び添付資料を郵送又は持参により提出してください。
- ※「補助金交付申請書兼実績報告書」については、市ホームページ内の「かんきょう四日市」からダウンロードし、記入してください。
- ※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日・祝日を除く）

◆予算額(当初予算額)◆

予算額 4,000,000円（20台分）

※先着順（詳しくはホームページ「かんきょう四日市」をご確認ください。）

◆補助要綱・交付申請書兼実績報告書の配付、申請、問い合わせ先◆

四日市市環境部 環境政策課 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号（市役所本庁舎5階）
TEL：(059)354-8188 FAX：(059)354-4412
E-mail：kankyouseisaku@city.yokkaichi.mie.jp